

南島原市監査委員公表第3号

平成31年3月22日付け30南監第123号で報告した平成30年度定期監査及び行政監査の結果に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年9月24日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容

30南監第123号（平成31年3月22日付）分

教育委員会 学校教育課

監査の結果（指摘事項）	講じた措置の内容
<p>（1）補助金交付要綱の作成について</p> <p>平成28年度にも同様の指摘を行い措置の状況の報告を求め、要綱の告示を行うと回答があった補助金について、現在もまだ個別の要綱を定めずに補助金を交付している事が確認された。年度内の作成に向け協議中とのことであるが、早急に補助金の目的、対象、算定などを明確にした要綱の整備を行い、告示の手続きを行われたい。</p>	<p>（令和元年5月21日公表の措置の状況）</p> <p>補助金交付要綱につきましては、早急に整備します。</p> <p>（今回あらたに講じた措置）</p> <p>学校教育課の所管に係る7つの補助金について「南島原市教育委員会学校教育課関係補助金交付要綱」を制定しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・施行日 令和元年8月30日 <p>※令和元年度の予算に係る補助金から適用</p> <ul style="list-style-type: none">・告示 令和元年8月30日